

○波佐見町建設工事に関する入札執行事務処理要綱

平成13年4月1日告示第10号

改正

平成18年3月27日告示第8号

平成22年3月29日告示第21号

平成23年3月30日告示第16号

平成28年3月31日告示第10号

令和元年6月10日告示第34号

令和4年3月23日告示第23号

波佐見町建設工事に関する入札執行事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、波佐見町において実施する建設工事及び工事関連業務委託等（以下「建設工事等」という。）請負契約又は委託契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）事務の執行に関し、関係法令及び波佐見町契約に関する規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(発注見通しの公表)

第2条 各課の工事担当課長等（以下「課長等」という。）は、建設工事等の発注計画をたて、企画財政課長に提出するものとする。

2 企画財政課長は、各課の建設工事等発注計画をとりまとめ、上半期においては5月、下半期においては10月に発注予定情報調書（様式1）を公表する。

3 公表については閲覧方式とし、閲覧に供する方法は告示する。

(業者指名及び入札通知等)

第3条 企画財政課長は、入札執行伺が決裁になったときは、業者指名及び入札執行通知を書面、口頭、FAX、メール等で行うものとする。

2 建設工事等に係る指名業者の数は、原則として次に定めるところによる。

	工事金額	指名業者数
1件	4,000万円以上	8社以上
1件	1,500円以上4,000万円未満	6社以上
1件	500万円以上1,500万円未満	5社以上

1 件	500万円未満	4 社以上
-----	---------	-------

- 3 設計図書等は、町のホームページからダウンロードする方法にて閲覧させるものとする。ただし、設計図書等について必要と認めた場合は、実費を徴収し交付することができる。
- 4 第1項の規定により指名の通知を受けた者は、設計図書等について質問をすることができる。質問は指定された期日までに、書面、FAX、メール等で企画財政課へ提出しなければならない。
- 5 前項の質問に対する回答は、入札会における留意事項に記載した期日までに書面、FAX、メール等にて通知する。
- 6 特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができる。
(入札の執行者等)

第4条 入札の執行は、町長が行うものとする。ただし、町長が入札執行を行うことが出来ないときは、町長があらかじめ指名する職員をして、その執行を代行させることができる。

- 2 入札の執行を補助させるため、入札執行補助者（以下「補助者」という。）を置き、担当職員をもって補助者に充てるものとする。
(入札の場所)

第5条 入札の場所は、入札の厳正かつ公平を期するため、椅子及びテーブル等の配置について十分配慮するものとする。
(入札の延期、中止及び取消し)

第6条 入札執行者は、必要があると認めるときは入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取消すことができる。
(入札上の注意事項の掲示)

第7条 入札場所には、次に掲げる事項を記載した注意文を掲示するものとする。

入札上の注意事項

入札参加者は、次に掲げる注意事項を守ってください。
注意事項を守らないときは、入札執行者において必要な措置を行います。

- 1 入札参加者は、係員の指示に従うこと。
- 2 室内では静かにし、私語は厳に慎むこと。
- 3 入札書の記載事項は、正確にはっきり書くこと。
- 4 入札書の書替え、引換え、又は撤回をしないこと。
- 5 入札の実施回数は2回までとする。

- 6 室内に酒気を帯びて入室しないこと。
- 7 携帯電話の電源は、必ず切っておくこと。
- 8 室内に入室できるものは、次のとおり。
 - (1) 当日の入札に参加する指名業者の代表者、又はその委任を受けた代理人の外1名。
 - (2) 共同企業体の場合は、構成員の1業者につき2名以内。

(入札の方法)

第8条 入札執行者は、入札を関係法令及び規則第9条に定める方法に則り執行するものとし、その際、次の各号に掲げる事項を実行しなければならない。

- (1) 入札場所に予定基本価格調書及びくじを用意すること。
- (2) 入札開始時刻になったら順次入札参加者を入室させ、入札参加者名を読み上げ、その確認を行うこと。

2 入札書は、入札箱に投入後は公文書の扱いとする。

(工事費内訳書)

第9条 入札に参加する者は、1回目の入札に際し、入札執行者に対象工事の工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の提出範囲は、工種ごとの単価・数量がわかる明細書までとする。

(入札保証金等の取扱い)

第10条 規則第5条及び第6条に基づく入札保証金、又はそれに代わる担保（以下「保証金」という。）の納付、若しくは提供（以下「納付等」という。）、又は返還に関する手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 入札参加者から保証金等の納付等をさせるときは、事前に入札保証金を納付させ、入札執行者が入札執行前に納付状況を確認するものとする。

(2) 保証金等は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に還付する。

2 規則第5条第1号の規定に該当し、入札保証金の全部又は一部を納めないことができる入札参加者については、入札執行前までに入札保証保険証券を提出させるものとする。

(入札の無効)

第11条 入札を無効とする取扱いは、規則第10条に定めるところによる。

(入札の辞退)

第12条 指名競争入札に参加する指名を受けた者（以下「指名を受けた

者」という。)は、当該入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式2)を契約担任者に直接持参し、又は郵送(入札執行の日の前日までに到達したものに限り。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届、又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(開札)

第13条 入札執行者は、開札を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の8に定める方法に則り執行するものとし、その際、次の各号に掲げる事項を実行しなければならない。

(1) 開札を行うごとに入札者に開札をする旨を告げ、補助者をして開封させ、かつ最低入札価格を発表する。

(2) 開札を行うごとに、補助者をして入札結果一覧表(様式3)に入札金額を記入させ、かつ入札書に入札回数を記入させる。

(3) 入札書の開札と同時に工事費内訳書を審査し、補助者をして工事費内訳書金額一覧表(様式5)に工事価格を記入させる。

(4) 令第167条の8第3項に該当するときは、直ちに再度入札を行う。

(再度入札等)

第14条 入札執行者は、入札を次の各号に定めるところにより執行するものとする。

(1) 入札の実施回数は、2回までとする。

(2) 入札において、2回までに落札者がいないときはその入札を打ち切り、入札参加者を指名替えして改めて入札を行う。ただし、予定価格と最低入札金額の差が別に定める基準以内で、随意契約ができると認められる時には、見積書を提出させ随意契約によるものとする。

2 入札執行者は、前項第2号に基づく指名替えしての入札において、入札2回までになお落札者がいなかったときは、随意契約によることができるものとする。

(落札者の決定告知)

第15条 入札執行者は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定した時は、入札結果

一覧表に「落札」と記入し、落札者名及び入札価格を読み上げる。ただし、2回までに落札者がおらず随意契約により決定した場合は、入札結果一覧表に「最低落札者」と記入し、見積結果一覧表（様式4）に「決定」と記入する。

（くじによる落札者の確認手続き）

第16条 入札執行者は、令第167条の9の定めるところにより、くじ引で落札者を決定したときは、その落札者に「くじを引いた結果落札した」旨を入札書に記入させるものとする。

（落札の保留）

第17条 入札執行者は、最低の入札価格が予定価格の3分の2に達しなかったときは、第13条の規定にかかわらず落札者を決定せず、その場で最低の価格で入札した者の氏名及び入札価格を読み上げて当該入札を保留し、後日決定する旨を告げて入札を終えるものとする。

2 保留した入札に係る入札書には、その場で入札執行者が検印をし、「保留」と朱書し厳重に保管するものとする。

3 入札執行者は、第1項の規定により落札を保留した時は、遅滞なく課長等に対し所要の調査及び処理を命ずるものとする。

4 第3条ただし書の規定により、町長以外の者が入札を執行した場合において、第1項の規定により落札を保留したときは、遅滞なくその旨を町長又は副町長に報告し、所要の調査及び処理を行うものとする。

5 本条各項の規定は、規則第8条に規定する最低制限価格を設けた場合は適用しない。

（保留した入札に対する措置）

第18条 前条第3項及び第4項に規定する最低入札者に対する調査は次のとおりとする。

（1）当該価格により入札した理由

（2）手持工事、資材及び機械の状況

（3）労務者の具体的供給見通し

（4）その他必要な事項

2 前項に定める調査の結果については、指名競争入札業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付するものとする。

3 委員会は審査の結果について意見を付し、速やかに町長に対し報告するものとする。

4 入札執行者は、前項の報告に基づき落札者を決定したときは、その旨入札者全員に対し、書面、口頭、メール等で通知するものとする。ただし、補助者に代行させることができる。

- 5 入札執行者は、第3項の報告に基づき、当該最低入札者が適正に契約を履行できないと認めたときは、再度入札を行う。

(落札後の処理)

第19条 落札者が決定したときは、入札結果報告書及び入札結果一覧表を作成し、入札結果一覧表を遅滞なく公表するものとする。

- 2 入札結果一覧表及び入札結果報告書は、入札書及び起工伺と併せて5年間保存する。ただし、入札2回で落札せず、随意契約により落札者を決定した場合は、上記に加え見積結果一覧表及び見積結果報告書を併せて保存する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、入札執行事務に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(波佐見町建設工事に関する入札執行事務処理要綱の廃止)
- 2 波佐見町建設工事に関する入札執行事務処理要綱（昭和62年告示第9号）は廃止する。

附 則（平成18年3月27日告示第8号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第21号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第16号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第10号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月10日告示第34号）

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則（令和3年3月23日告示第23号）

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

様式 1

発注予定工事情報調書

工 事 名	工 事 場 所	工 期	工事の種類	工 事 概 要	入札・契約方法	入札・予定時期	担 当 課

様式 2 号

入 札 辞 退 届

年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

1. 工事番号 第 号

2. 工事名

